青梅市市民センターLED化ESCO事業にかかる質問回答書

令和5年6月30日 青梅市市民安全部 市民活動推進課

指名業者様

標記案件について質問がありましたので、回答します。

. INIV. E	記条件について真向かめりましたの 	
No.	質問	回 答
	施工期間中は照明器具及び工事	確保することは可能です。
	資材等の仮置き場所を建物内に	
1	確保することは可能でしょうか。	
1	また廃材コンテナ、作業員車両駐	
	車スペースを敷地内駐車場内に	
	確保することは可能でしょうか。	
	8 改修工事等に関する提出書	お見込のとおりです。
	類と注意事項 (3)施工時の注意	
	事項 サ「PCBが含有されてい	
	る安定器は搬出せず、廃棄物処理	
2	法で規定された保管基準に沿う	
	方法で本市に引き渡してくださ	
	い。」とございますが、引き渡し場	
	所は当該敷地内の保管場所との	
	理解でよろしいでしょうか。	
	産業廃棄物はリサイクル処理を	関係法令を遵守したうえで適正
3	しても宜しいでしょうか。	なリサイクル処理等をお願いし
		ます。
	調査または施工中に既設配線、ス	お見込のとおりです。
	イッチ等による不良があった場	
	合、その修繕は本事業の対象外で	

	宜しいでしょうか。(事業者は照	
	明器具交換のみの対応)	
	各施設の平面図の CAD データをい	CADデータが無い施設もあり
5	ただくことは可能でしょうか。	ますが、半数程度の施設で提供
		が可能です。
	ウォークスルー時に既存照明器	提案時には反映させず、詳細協
	具リストと台数の相違、間引き状	議での確認をお願いします。
	況の相違があった場合、提案時に	
6	反映させても宜しいでしょうか。	
	もしくは提案時は追加せず、詳細	
	協議の際に確認となりますでし	
	ようか。	
	施工時に施設休館をしていただ	市民センターでの主な業務は、
	くことは可能でしょうか。	「窓口業務(図書室・子育てひろ
		ば含む)」と「会議室・体育館等
		の施設貸出」の2つです。
		施工期間中は「会議室・体育館等
		の施設貸出」をしないようにす
		ることは可能です。
		さらに、「窓口業務(図書室・子
7		育てひろば含む)」も含めた全館
'		休館にすることも可能ですが、
		この場合は本館の事務室、図書
		室、子育てひろば、玄関ホール・
		廊下・トイレ等の共用部分を施
		工する場合に限るなど、なるべ
		く「窓口業務(図書室・子育てひ
		ろば含む)」ができない期間を短
		くするための工夫をお願いしま
		す。

	定期休館日に施工をする場合、鍵	出張所併設の市民センター(梅
	の受け渡し、セキュリティー開錠	郷、沢井、小曾木、成木の4つの
	等必要な為、施設管理者又は貴市	市民センター) には、毎月の休館
	職員の立ち合いは可能でしょう	日はありません。
	か。	それ以外の市民センターは、休
		館日である毎月第3月曜日に
8		は、管理人が午前8時30分か
		ら午後5時まで常駐しており、
		鍵の受け渡し等は可能です。
		また、天ヶ瀬体育館は休館日に
		管理人が常駐しておりませんの
		で、休館日を避けた施工計画を
		ご検討ください。
	実施要領2 (6) ウ は、ESCO 設	無償譲渡を求めることができる
	備等の無償譲渡を求めることが	としており、無償譲渡を前提と
	できるものとします、とあり、実	しておりません。事業者の業務
	施要領2 (7) ク は、ESCO 設備	範囲の記載については、当市が
	を移管する所有権移転業務、の記	無償譲渡を求めた場合の所有権
9	載があります。	移転業務を示したものです。な
	本内容の理解としては ESCO 契約	お、撤去となった場合の撤去費
	終了後、同設備を貴市へ無償譲渡	用は提案金額には含めないでく
	する事が要件、と言う認識で相違	ださい。
	ありますか?	
	12 事業の実施に関する事項	契約期間終了後の無償譲渡の有
10	(3)本市と事業との責任分担	無にかかわらず、固定資産税の
	ウ税制リスクに対する考え方	納付は必要です。
	(イ) 固定資産税「固定資産税が	
	発生する場合、事業者が負担する	
	ものとします。」とございますが、	
	維持管理終了後に ESCO 設備を貴	
	市に無償譲渡する場合、事業者の	

	固定資産税納付は不要となりま	
	すでしょうか。	
	入札保証金、契約保証金の納付要	保証金の納付は不要です。
	否についてご教示下さい。	
11	また、『要』の場合、保証金納付に	
	代える方法についてもご教示下	
	さい。	
	更新後の照明は既設に準じた取	お見込のとおりです。
12	付方法で宜しいでしょうか。	
	アスベストについて、本件対象施	調査を実施済の施設は一部です
	設のアスベストの調査結果を提	が、結果の事前提供は可能です。
13	供頂けますでしょうか。	参加表明書の提出者の電子メー
	調査結果があれば事前にご教示	ルアドレス宛に送付します。
	頂きたいです。	
	ESCO 事業によって削減可能な維	消耗品費(電球、蛍光管等)67万
14	持管理費をご教授いただけます	円、修繕料(灯具交換等)47万円、
14	でしょうか。(税抜又は税込)	合計で年額 114 万円 (税込) の維
		持管理費となります。
	8 改修工事等に関する提出書	原則として全部屋を対象としま
	類と注意事項 (2)詳細設計時の	す。
	提出資料 ア照度計算書の提出	
15	は各施設の 代表となる部分を原	
	則とし、LED化した全ての部分を	
	求めるものではないとの理解で	
	よろしいでしょうか。	
1.6	9 提案提出書類・作成要領	お見込のとおりです。
	(2)書類作成要領 ア基本事項	
16	(カ)「会社名、住所、氏名、ロゴ	
	マーク等、応募者を特定できる情	
-		

	報を表示してはいけません。」と	
	ございますが、これは提出する提	
	案書の正、副ともに適用されると	
	の理解でよろしいでしょうか。	
	11 ESCO 事業サービス料の支	11(3)なお書きにつきましては、
	払等 (3) ESCO 事業サービス料	提案書から契約までの期間をこ
	の総支払額「なお、提案から契約	とを示し、12(4)表については契
	までの期間中に物価や労務費等	約後の責任分担を示していま
	について著しい変動が生じた場	す。
	合には、本市と協議のうえ額を見	11(3)なお書き部分については、
	直すことができるものとしま	審査・最優秀提案事業者の選出
	す。」とございますが、12 事業	に大きく影響を与える部分であ
17	7 の実施に関する事項(4)予想さ	ることから、不誠実な提案によ
	れるリスクと責任分担の表では、	る安易な金額変更を避ける目的
	「共通 物価 急激なインフ	もあり、協議が必要としており
	レ・デフレは貴市の負担となって	ます。
	おります。急激なインフレ・デフ	
	レは事業者が ESCO 事業を運営管	
	理する範囲を超えておりますの	
	で、リスクの分担表のとおりとの	
	理解でよろしいでしょうか。	
	12 事業の実施に関する事項	予想されるリスクと責任分担に
18	(4)予想されるリスクと責任分	ついて、「負担が事業者側の事項
	担	で、本市が責任を負うべき合理
	維持管理費に上昇について、計画	的な理由があるものは、別途協
	変更以外の要因による維持管理	議を行うもの」としています。
	費の増大は事業者の負担となっ	未来に現状で想定することがで
	ておりますが、未来に現状で想定	きない事象が生じ、事業者の努
	することができない事象が生じ、	力でカバーできる範囲を超え維
	事業者の努力でカバーできる範	持管理費が増大せざる得ない場
	1	1

囲を超え維持管理費が増大せざ合、事業者のみの責任分担に合

	る得ない場合は、協議とさせて頂	理的な理由が無ければ、本市が
	けますでしょうか。	責任を負うべき合理的な理由が
		あると考えられますので、この
		場合は別途協議を行うものとし
		ます。
	本事業の提案書について、情報公	提案書の情報公開請求がなされ
	開請求がなされた場合、公開する	た場合、公開する内容について
	内容について、事業者との事前協	は、事業者に公開できる範囲の
	議を実施頂けますでしょうか。提	照会を事前に行い、了承を得た
19	出する提案書は事業者の経験・ス	範囲の情報のみを公開すること
	キルに基づくものであり、公開す	となります。
	る内容によっては、今後事業での	
	競争の公平性に影響があるため	
	です。	

[※]質問事項は、原則として原文をそのまま掲載しています。